

## 産業廃棄物処分料金の改定について（平成31年4月1日から実施）

平素より弊社の埋立処分業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社は、一般財団法人山口県環境保全事業団（以下「事業団」という。）が設置した公共関与の宇部港東見初広域最終処分場を事業団が設定した処分料金により管理運営を行っています。

このたび、事業団から、「公共関与の処分場として、山口県内で排出される産業廃棄物の受け入れを長期にわたり継続するため、埋立終了時期を延長することとしました。これまでに処分料金の改定（値上げ）は行っておりませんが、埋立期間の延長に伴い維持管理経費の増加が見込まれることから、やむを得ず処分料金改定（値上げ）を来年度（平成31年4月1日）から行ないたいと存じます。」旨の通知があり、平成31年度より当該処分料金で管理運営をすることとなりましたのでお知らせします。

### 記

処分料金表（平成31年4月1日改定）

産業廃棄物の種類	処分費 (円/トン)	消費税 (8%)	合計 (円/トン)
(1) 燃え殻	9,600	768	10,368
(2) 汚泥	9,600	768	10,368
(3) 廃プラスチック類	14,040	1,123	15,163
(4) ゴムくず	14,040	1,123	15,163
(5) 金属くず	9,600	768	10,368
(6) ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず	9,600	768	10,368
廃石膏ボード	42,000	3,360	45,360
(7) がれき類	6,600	528	7,128
(8) 鋳さい	8,400	672	9,072
(9) ばいじん	9,600	768	10,368
(10) 13号廃棄物	9,600	768	10,368
(11) 管理型混合廃棄物	9,600	768	10,368
(12) 石綿含有産業廃棄物	24,000	1,920	25,920

注1：消費税については、請求時の税率を適用する。

注2：上記処分料金のほか、1トン当り、1,000円の産業廃棄物を徴収する。

注3：産業廃棄物処分料金請求額は、種別毎に算出し合算する。

請求額＝{処分費(円/ト)×処分量(ト)＋消費税}＋産業廃棄物{1,000(円/ト)×処分量(ト)}

#### 【お問い合わせ先】

宇部港東見初広域最終処分場 委託管理者  
宇部興産コンサルタント株式会社  
TEL 0836-32-2280